

只木ゼミ後期第9問検察レジュメ

文責:3班

I. 事実の概要¹

行政書士である X は、行使の目的をもって、X 方の行政書士事務所等において、ほしいままに M 事務局供託官 A 発行にかかる供託受領証を利用し、同供託官の記名・押印部分をカミソリで切り離れたうえ、虚偽の供託事実を記入した供託金受領証の写しであるかのような外観を呈する写真コピー5通を偽造した上、その頃、H 庁建設指導課建設係ほか3か所において、同係員ほか3名に対して、前記5通の写真コピーをそれぞれ真正に成立したもののよう装って提出した。

II. 問題の所在

本問で X は、写しとして用いるため、虚偽の供託事実を記載した書類の写真コピーを作成している。かかる書類は155条1項の「文書」にあたるか。

III. 学説の状況

原本の写真コピーに文書性が認められるか

甲説:積極説²

写が原本と同一の意識内容を保有し、証明文書としてこれと同様の社会的機能と信用性を有すると認められる場合に限り文書性を認める説。

乙説:消極説³

写真コピーの文書性を否定する説

IV. 判例

広島高裁岡山支判平成8年5月22日

<事実の概要>

X は、金融会社に融資を申し込んだところ、その担保となる母子福祉資金の融資の証拠となる書類の提示を要求された。そこで X は、実父宛に市の教育委員会から郵送されてきた支払金振込通知書一部を修正液、ワープロ等を用いて改ざんし、自宅のファクシミリから金融会社に送信し同社のファクシミリで印字させた。

<判旨>

「公文書偽造罪は、公文書に対する公共的信用を保護法益とし、公文書が証明手段として持つ社会的機能を保護し、社会生活の安全を図ろうとするものであるから、公文書偽造罪の客体となる文書は、これを原本たる公文書そのものに限らず、原本の写しであっても、

¹ 最高裁第2小法廷昭和51年4月30日判決。

² 前田雅英『刑法各論講義[第5版]』(東京大学出版会,2011)518頁。

³ 山口厚『刑法各論[第2版]』(有斐閣,2010)433頁。

右の文書に該当する場合があるところ、原本の写しが右文書に該当するというには、(1)機械的方法により、あたかも真正な原本を原形どおり正確に複写したかのような形式、外観を有するものであること、(2)文書の性質上、原本と同様の社会的機能と信用性を有するものであることが要件であると解される。…(要件(1)について)ファクシミリによって一般的に作成された受信文書は、送信文書の写しではあるが、その写し作成者の意識が介在混入する余地がなく、原本である送信文書が電氣的かつ機械的に複写されるものであるといえるから、ファクシミリについても、真正な原本を原形どおり正確に複写したかのような形式、外観を有する写しを作成する機能を有するものである。…(要件(2)について)もとより、文書の本来の性質上、その存在自体が法律上又は社会生活上重要な意味を持っている文書、或いは人の重要な権利の行使に関して必要な文書などにおいては、ファクシミリによる文書の写しを原本の代用としてまでは認められないとしても、その他の分野においては、隔地者間における即時性のある証明文書として有用なものとして利用されていることは明らかである。この点においても、複写機械による写しとの間に格別の差異があるとはいえない」として、本件通知書写しは、公文書に当たるとした。

V. 学説の検討⁴

1. そもそも、文書偽造罪は、文書に対する社会的信用性を保護法益とするものであり、文書が証明手段として持つ社会的機能を保護するものである。
2. 乙説の根拠は、写しとはそれを写し取る者の主観が介入するため、社会一般に文書としての信用性が乏しく、文書として保護するに値しなかったという点にある。

しかし、コピー機器の発達で写し自体の信用性が高まり、証明書の写しが証明書と同等の信用性を有するものとして常用される今日においては、写しに対してもその社会的信用性を認めて、保護を及ぼすべきである。

よって乙説は妥当でない。
3. 加えて、今日における、コピー機器による写しは、元来その文書性が否定されてきた根拠たる写し取る者の主観は介在し得ない。そのため、これらの写しは、原本作成者の意識内容を直接に表示し証明するものであって、一般にそのようなものとして公共に信頼されているものであるから、今日原本と同様の社会的機能と信用性を有するといえる。
4. したがって、写しが原本と同一の意識内容を保有し、証明文書としてこれと同様の社会的機能と信用性を有するものと認められる限り文書に含まれるとし、その場合には原本と同一の意識内容を保有する原本作成名義人作成の公文書であると考えべきである。

したがって、検察側は甲説を採用し、この場合において、原本作成名義人の印章、署名のある文書として公文書偽造罪の客体たりうるものとする。

⁴ 前田・前掲 518 頁。

VI. 本問の検討

1. Xが、M事務局供託官A発行の供託受領証の記名・押印部分をカミソリで切り離し、虚偽の供託事実を記入した供託書用紙に貼り付け、真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を呈する写真コピー5通を偽造した行為に、有印公文書偽造罪(155条1項)が成立するか。

(1) まず、写真コピーは写しにすぎず、コピーされている印章も写しであるから、原本作成者の印章がない以上、無印公文書偽造罪(155条3項)ではないか。

この点、写真コピーは原本の意識内容を直接的に伝播保有するという特質を有するから、原本作成名義人の印章・著名のある公文書であり、有印公文書と解する。

以下、有印公文書偽造罪(155条1項)を検討する。

Xが作成した供託金受領書のコピーには、真正な原本から切り抜かれたM事務局供託官Aの記名・押印部分が貼り付けられており、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を利用し」た(155条1項)と言える。

(2) ア. 次に、本問ではXが作成した供託金受領書を真正な原本としてではなく、写真コピーとして利用している。そこで写真コピーが偽造の客体となる「文書」にあたるか、コピーの文書性が問題となる。

この点、検察側は、甲説を採用する。

したがって、①機械的方法により、あたかも真正な原本を原形通り正確に複写したかのような形式、外観を有するものであり、②文書の性質上、原本と同様の社会的機能と信用を有する場合は、写真コピーの文書性が認められる。

イ. 写真コピーは、写しであるものの、その写しの作成者の意識が介在混入する余地はなく、原本である写真コピーが機械的に複写されたものであるといえるから、機械的方法により、あたかも真正な原本を原形通り正確に複写したかのような形式、外観を有するものと言える(①充足)。

また、写真コピーは、一般にこれを見る者をして同一内容の原本の存在を信用させるだけでなく、印章、著名、原本の内容まで原本と同様の認識させる特質をもつ。そしてその作成者の意識内容だけでなく、原本作成者の意識内容が直接伝達保有されている文書と言えるから、複写されている原本がコピー通りの内容、形状において存在することにつき、強力な証明力を有する。したがって、写真コピーが実生活上原本に代わる証明文書として一般に通用し、原本と同様の社会的機能と信用を有すると言える(②充足)。

以上より、写真コピーには、文書性が認められ、偽造の客体たる「文書」にあたる。

(3) ア. 本問では、虚偽内容の供託金受領書写真コピーを作成しており、「偽造」といえるか。

この点、「偽造」とは文書の名義人と作成者の人格の同一性を偽ることをいう。そこで、作成者及び作成名義人の特定が必要である。

イ. まず作成者は誰か。

この点、作成者は文書の意味・観念の帰属主体をいう。

本問では、作成者は当該供託金受領書のコピーには、Xが行った供託事実が書かれており、かかる内容はXに帰属すると言える。したがって、Xが供託金受領書の意味・観念の帰属主体といえ、当該文書の作成者と言える。

ウ. 次に作成名義人は誰か。写真コピーが原本に準ずるものとして認められるとしても、公文書に改変を加えた写真コピーが「公文書」に当たるか。つまり、作成名義人が写真コピーの作成者ではないか問題となる。

この点、名義人は文書の意味・観念の表示主体として文書上認識される者という。

そして、公文書の写真コピーが原本を正確に再現したものであるから、原本と同一の意識内容を保有し、原本の作成者の意識内容が直接伝達されるものといえる。

したがって、原本の名義人たる公務所・公務員が写真コピーの意味・観念の表示主体として文書上認識される者と言え、作成名義人と解する。

本問では、当該文書はM事務局供託官Aにより発行されている。したがって、Aが作成名義人と言える。

エ. 以上より作成者はX、名義人はAであるから、文書の名義人と作成者の人格の同一性を偽ったといえ、「偽造」と言える。

(4) そして、最後にXは「行使の目的」を有している。

(5) よって、かかる行為につき5つの有印公文書偽造罪(155条1項)が成立する。

2. Xが、偽造した供託金受領書をH庁建設指導課建設係ほか3カ所において、同係員ほか3名に対して、前記5通の写真コピーをそれぞれ真正に成立したもののよう装って提出した行為につき、4つの偽造公文書行使罪(158条1項)が成立する。

VII. 結論

Xは、5つの有印公文書偽造罪(155条1項)と4つの同行使の罪(158条1項)が成立する。4つの有印公文書偽造罪と4つの同行使罪が手段と結果の関係にあるから牽連犯(54条1項後段)になり、残りの1つの有印公文書偽造罪と併合罪(45条前段)となる。

以上